

第15回 「看護中の骨折事故と 看護師の注意義務違反の有無」

文責：松本・山下綜合法律事務所
弁護士 山口祐輔



1.はじめに

今回は、看護の際に右大腿骨骨幹部を骨折してその後死亡した患者について、担当看護師に注意義務違反があったとはいえないと判断した裁判例（東京地裁平成24年9月6日判決）についてご紹介します。

2.事案の概要

看護師Aが、床ずれ防止のため、患者（当時85歳）の膝の間にタオルを挟もうとして膝を持ち上げたところ、患者の右大腿骨骨幹部に骨折が生じた事案（患者は骨折から16日目に心腎不全により死亡）

3.裁判所の判断

骨折に至る状況について、原告（患者の遺族）は、「Aが、左側臥位であった患者の背後から、右膝を掴んで、背中側に強く引っ張り、患者の右下肢を開いた。」と主張したのに対し、被告（A及びAの勤務先）は、「患者の正面から、タオルを挟むため、左手でタオルを持ち、右手で僅かに患者の右膝を持ち上げたのにすぎない。」と主張して、両者の主張は食い違いました。

裁判所は、「本件骨折に至る状況については、関係者の供述等により、これを確定することは困難といわざるを得ない」とした上で、患者は、「かなり高度の骨粗鬆症に罹患していた可能性が高く、そのような状態においては、看護行為としての相当性を超えない程度の力の加え方であっても、その力が増幅されて、誠に不運というほかないが、結果的に予期せぬ形で骨折に至る場合があることは否定できない。」と述べ、Aには、原告が主張する注意義務違反（右下肢拘縮の状態にある患者に対し不当に強い力を加えた行為）があったとは認められないと判示しました。

4.Aの謝罪について

本件事故後、Aを含む病院関係者は、患者の遺族に対し、「申し訳ありませんでした。」などと述べており、原告はこの点を捉えて、Aらが責任を認めていたと主張しました。しかし、裁判所は、「この程度の発言は、自分の看護行為により結果として骨折させてしまったことに対する謝罪として一般的なものであって、看護・医学上の過誤責任を法的に認める趣旨ではない」と述べ、原告の主張を退けました。

明らかなミスがあった場合に事故直後から謝罪をしなければならないのは当然ですが、そうでない場合でも一定の不幸な結果について共感を示すような謝罪が必要な場合があります。医療従事者が法的責任を回避しようと思う余り一切謝罪の言葉を口にしないことは、紛争を深刻にしてしまうことがあり問題です。謝罪が必ずしも法的責任を認めるものではないとした本件判決は、この点で参考となります。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないかでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号オーク千葉中央ビル7階

電話：043-225-5242